

令和4年 北秋田市農業委員会 第10回総会

1. 開催日時 令和4年10月17日(月) 午前9時00分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(26名)

1番 若松一幸	2番 長岐正	4番 佐藤政信
5番 成田博幸	6番 澤藤匠	7番 武石修一
8番 伊東誠子	11番 佐藤利子	12番 宮腰文義
13番 齊藤富美雄	15番 佐藤邦久	16番 木村正彦
17番 藤島喜美男	18番 堀部栄一	19番 金俊英
20番 武田響一	21番 近藤裕太	22番 檜森正
24番 佐藤茂延	26番 三沢博隆	28番 簾内豊
30番 堀部聡	31番 佐藤篤史	34番 金田悦子
36番 長岐一志	37番 後藤久美	

4. 欠席委員(10名)

3番 長崎成人	9番 三澤敏行	10番 杉渕光則
14番 佐藤稔	23番 土濃塚謙一郎	25番 伊藤鶴一
27番 鈴木豊	29番 中嶋力藏	32番 松橋利彦
33番 三浦和憲		

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第3	議案第42号	非農地証明申請書の承認について
第4	議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第44号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第6	議案第45号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 日下部 公 信 主査 佐 藤 裕 和 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

24番 佐 藤 茂 延 26番 三 沢 博 隆

9. 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、只今より令和4年 北秋田市農業委員会 第10回総会を開会いたします。

始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。10番杉渕光則委員、23番土濃塚謙一郎委員、25番伊藤鶴一委員、29番中嶋力藏委員、32番松橋利彦委員、33番三浦和憲委員の6名でございます。また、3番長崎成人委員、9番三澤敏行委員、14番佐藤稔委員、27番鈴木豊委員の4名が遅れております。総数36名中、26名の出席となっており、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。

会 長 会長あいさつ（ 省略 ）

議 長 それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認め当職より指名いたします。
議席番号24番佐藤茂延委員、26番三沢博隆委員をお願いいたします。
それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局より願います。

事務局 議案書2ページをお開きください。
報告第1号 令和4年9月分会務報告。

（令和4年9月分会務を報告）

議 長 会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

議 長 次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをお開きください。
報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について。
農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。
令和4年10月17日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下、6ページの受付番号4番まで、合計面積39,158㎡となります。

議 長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

24番 24番の佐藤(茂)です。お願いですが、これら案件について、理由が経営規模縮小などの場合、その後がどうなっているか、相手が決まっているのか白紙なのか、若干説明していただければ助かりますのでお願いします。

事務局 受付番号1番と2番は、機構が1年間中間保有することとなっております。3番と4番は、現在のところ相手方が決まっていないようです。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。
議案第42号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをお開きください。
議案第42号非農地証明交付申請の承認について。

次の土地について、農地法第2条第1項の「農地」以外の土地である証明申請があったので審議を求める。

令和4年10月17日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以上、1件、合計面積6,514㎡となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号24番佐藤茂延委員からお願いいたします。

24番

24番の佐藤（茂）です。受付番号1番を報告させていただきます。

調査日は10月7日、調査員は22番檜森正委員、23番土濃塚謙一郎委員と私、事務局から日下部局長、佐藤主査、疋田主査の計6名で行いました。

受付番号の1番は資料8ページから10ページになります。

9ページを見てください。

申請地は米代川沿いで、鷹阿二清掃興業を通り過ぎ、さらに内陸線の線路を越えた100m程のところですが、三ツ屋岱地区は基盤整備事業が実施されているが、この場所は整備区域からも外れており周辺より低い土地となっている。昔の農協開田から外れていたものと推察します。雨が降るとともに水没するため耕作が困難な場所です。十数年前までは耕作していたが頻りに水没することから支障をきたしていました。当該農地は、人の背丈以上の雑木が繁茂しており原野化しておりました。調査の結果、農地として利用の増進を図ることが見込まれない農地であると見受けられました。以上です。

議長

議案第42号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

15番

15番の佐藤（邦）です。大館の方がここを求めた経緯が分かればお知らせ願います。

事務局 把握しておりません。

24番 24番の佐藤（茂）です。下流にある砂利プラントの関係者です。大館（田代）の方ですが、どういう経緯か把握していませんが、農協開田などを通じて、プラントのほか、この場所以外にも農地を元々保有している経緯があります。

議長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

（なしの声）

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第42号について、原案通り決することにご異議ございませんか

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをお開きください。
議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
令和4年10月17日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

（受付番号1番を朗読）

以上、1件、合計面積421㎡となります。
なお、この件につきましては、別添資料1の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号 22 番檜森正委員からお願いいたします。

22番

22 番の檜森です。受付番号 1 番を報告させていただきます。
調査日と調査員は先程、佐藤委員が報告したものと同様です。
受付番号の 1 番は資料 12 ページから 14 ページになります。
13 ページを見てください。

申請地は綴子の JA 配送センターから国道 7 号線を二ツ井方面へ 600m 程進んだ場所にありました。周辺は田と畑で、申請地は畑として作付けされていた形跡がありましたので問題ありませんでした。以上です。

議長

議案第 43 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 43 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 44 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 15 ページをお開きください。
議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和 4 年 10 月 17 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以上、1 件、合計面積 350 m²となります。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号 22 番檜森正委員からお願いいたします。

2 2 番 22 番の檜森です。受付番号 1 番を報告させていただきます。
調査日と調査員は先程、佐藤委員が報告したものと同様です。
受付番号の 1 番は資料 16 ページから 19 ページになります。
17 ページを見てください。

申請地は太田集落の中にありました。申請地は住宅の奥にある畑で、隣接する宅地と一体で造成し、宅地として分譲するとのことで、転用に当たって周辺の農地に影響はないものと見受けられました。以上です。

議 長 議案第 44 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 44 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 20 ページをお開きください。
議案第 45 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 4 年 10 月 17 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

今回は全て一括方式についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下、21ページの受付番号5番まで、合計面積28,294㎡となります。

なお、議案第45号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 議案第45号につきまして事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

24番 24番の佐藤(茂)です。耕作者はこれまでニンニクを主に作付けしていた会社であります。今回、現況が田ですが、水稻を作付けするのか。

事務局 畑として使用し、ニンニクを作付け予定とのことです。

24番 15年の貸借期間で、連作障害が気になりますが、頑張ってもらいたい。

議長 他にも畑を持っているので、それらを含めたローテーションを考えていると聞いております。

議長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第45号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。
以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして10月の定例総会を閉会します。